

娘の嫁入仕度のため一八七九年三月には、人力車、鉄道を利用して東京にまで出て、大丸、越後屋（現在の三越）などの大呉服店で買物をしている。また人力車の利用はかなり多くなって、伊勢原、小田原などまでの旅程にまで利用されるようになっていた。

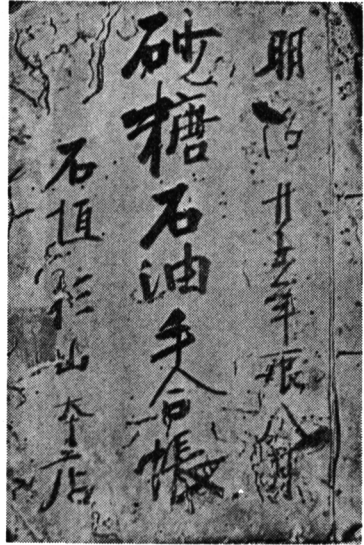
次に、明治後期の農村の生活はどうであったであろうか。神奈川県農会が、一九〇一〜二五年のころ、「村是」を定めるために、各村内の悉皆調査を行ったことがあり、その報告が、『神奈川県農会報』第十四、十五、十八号に紹介されている。それには、当時の農村生活の変化の様子がいきいきと描きだされている。そのうちから中郡豊田村（現在平塚市）、都筑郡中川村（現在横浜市港北区）、足柄下郡金田村（現在大井町）、高座郡綾瀬村（現在綾瀬市）の四か村の調査結果を紹介してみると、豊田村は洪田川沿い、伊勢原と平塚の中間にあり、戸数二百十九、人口千七百四の農村である。中川村は、横浜市、神奈川町の北部にある近郊農村で戸数五百、人口二千九百十八である。金田村は、松田の近くで、戸数三百二十一、人口千八百六十一の農村である。綾瀬村は、横浜の西、海老名、藤沢にはさまれ、戸数八百九十五、人口五千二百六十三の純農村といつてよい。この四村について見ると第一に、出入寄留関係は次のようになっている（一九〇一年の統計、パーセントは人口比）。



原家の帳簿の一つ「小遣い帳」
 国文学研究資料館
 史料館蔵

豊田村	出 一八〇 (10・6%)	入 四八
中川村	出 二五一 (8・6%)	入 一二〇
金田村	出 一四二 (7・6%)	入 七六
綾瀬村	出 四七〇 (8・9%)	入 二二五

いづれも、出寄留は入寄留に倍し、現住人口の八〇%にも達して、県平均出寄留率五・八%を上回っ



砂糖・石油の取り引きをしめす帳簿
杉山泰一氏蔵

ている。

また日常生活を見ると、まず服飾品であるが、帽子、羽織は全戸に行きわたっており、食品では、白米、精白大麦が購入され（豊田村、金田村）、醬油、味噌は各村とも購入品となっている。酒、たばこ、砂糖は、当然、購入品であるが、「飲食品も概して精良を好み、消費額多大となれり。殊に酒、煙草、砂糖、菓子に於て数倍せを見る。是等は十数年前に比すれば殆んど二倍し、三倍し、著しきるものあり」（豊田村）、「砂糖、三、四十年前までは天光

（てんこう 赤色の砂糖）を今の三盆（上等の砂糖）位に思ひて容易に用ひず用ふるとも黒砂糖のみなりしが近来は年毎に其分量を増し、且其品質を進め来れり」（中川村）とまでいわれる。「近来は三度の食事の時、茶ラケの折等は勿論、人が来るか仕事に倦むかの際には忽ち茶を入るゝの風となれり」（中川村）、「茶は一日一度を下ることあらず」（金田村）、「年中茶は多く用ふ」（綾瀬村）と云う。

洋風生活のシンボルともいえる洋服、靴の普及はまだ少ないが、ランプ、洋傘は各戸に二個、時計、寒暖計各戸に一個（豊田村）、洋傘一家に二本、懐中時計五戸に一個（中川村）、大抵の家に洋傘あり、十戸に五個は時計あり帽子あり（金田村）、となっている。さらに、豊田村には、「新聞は時事、東京朝日、中央の教種にして一日の購読数凡二十枚内外とす、雑誌は官報、太陽、赤十字、文芸倶楽部、農業雑誌、農事雑報等八、九種あり、一ヶ月に二十個位あり」という。各村ごとの小学校と共に、県内の広い地域に、新しい生活形態が波及していった有様がうかがえよう。

三 都市社会問題

労働者の街

横浜市を中心に人口が増加するにつれ、教育、水道・消防施設、清掃、道路等の問題、とくに住宅、食料品市場問題などの、市民の日常生活に欠くことのできない問題が、すべて個人の能力の限界を超えて、社会的に解決せざるをえない規模に達していたので、そこに新しい都市社会の問題が芽ばえつつあったのである。「富国強兵・殖産興業」を旗印とする明治前期の日本、とくに首都東京の関門としての神奈川県は、中心地の横浜の築港と都市形成、交通網の整備などが急がれ、労働者が狩りあつめられるにつれて、彼らを対象とする安価な消費部門もふくらんだ。

都市としての横浜市発展のあゆみは、住宅問題解決難のあゆみでもあった。建設労働者のための「(鈴村)要蔵部屋」(石川)繁蔵部屋」などは、一八七三年の人足の会所の廃止後も石川、中村、吉浜、松影、三吉の各町等に小部屋を設け、建設や港湾労働者の供給にあたっていた。これらの地域を、一八八九年四月、県が木賃宿の営業地に指定したこともあって、いわゆる「都市下層社会」が定着し、拡大していくようになった。

一九〇一(明治三十四)年二月の『時事新報』は、「三吉町といへば誰れ一人知らぬ者のない下等労働者の巢窟」といわれ、一夜六銭の屋根代で、朝四時、五時というのに波止場に「立ん坊」に出かけるといふ生活を続け、女房持ちは二十人に一人ぐらゐと伝えている。それでも、この木賃宿に千五、六百人から二千人が生活していた。一九〇二年一月の『横浜新報』では、「乞食谷戸」と俗称された南太田町庚耕地の状況をつぎのように伝えている。かつては、「三畳から六畳ぐらゐの棟割長屋がつけられたが現在でも五百人ほどが住みつき、うち三百人ほどが紙屑拾いに出ている」という。

もちろん、こうした「下層社会」は、新興都市の縮図ともいべきで、横浜だけのことではなかった。明治末年の横須賀市でも、逸見、吉倉など各所に散在する貧民窟の存在や「窮民一、二〇〇名」などの新聞報道も見られるのである。

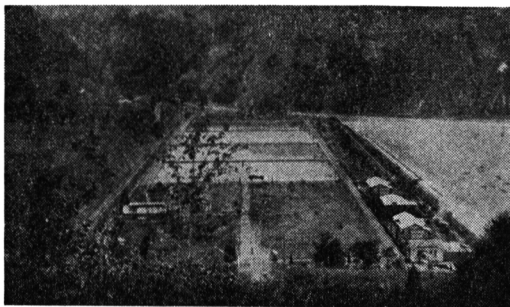
明治末期から大正中期にかけて、「横浜地域の人口集積はいままでの関内、関外地域への集中から、四十年、四十五年を転期として新開地周辺部分と旧市内の下層密集地域への集積という二方向をとり始めた」とみることができる。横浜都市形成における第一期ドーナツ型現象の出現と下層密集地域の拡大再生産」が行われたのは、一九〇七（明治四十）年、一九一二年を一つの転機としてであった。町別人口で見ると、関内、関外とよばれる旧地域のほとんどの町は、一九〇七年か一二年の時点で最高に達し、以後は減少していく。だが一九〇一年の第一次市域拡張、一九一一年の第二次拡張で編入された周辺地域、及び、旧地域の三吉、永楽、真金、平沼、西戸部、岡野、南太田、南吉田などの特定地域は人口集積が続いた（前掲『京浜都市問題史』）。

生活と衛生

横浜を中心に都市や地域の中心部に人口が集まるにつれ、さまざまな問題が発生しはじめた。いまや都市問題は道路、水道、下水道等の都市施設について、住民の生活にかかわってあらわれてきたといえよう。

水道は一八八七年の第一次完成で、横浜地域の七四割にまで普及したが、日清戦争後の人口増、市域拡張による対象戸数の拡大、工業用水の需要増大等々で、明治三十年代からは利用戸数はやっと五〇割という状況になり、夏季の断水、減水騒ぎは年中行事となった。また、関内以外は下水道がなく、し尿などは便壺（汲み取り式）が唯一のもので、農家からの汲み取り（有償と無償がある）、市の委託汲み取りにまかせるのみであった。

このような上下水道の不備も一因となって、伝染病の流行がくりかえされた。一八八二年、一八八六年、一八九〇年とコレラの大流行、また明治三十年代以後は、腸チフス、赤痢が常に三百人前後の患者を出し、死亡率も二〇割以上であった。なか



津久井郡青山村につくられた横浜水道青山派出所
津久井町郷土資料館蔵 全景

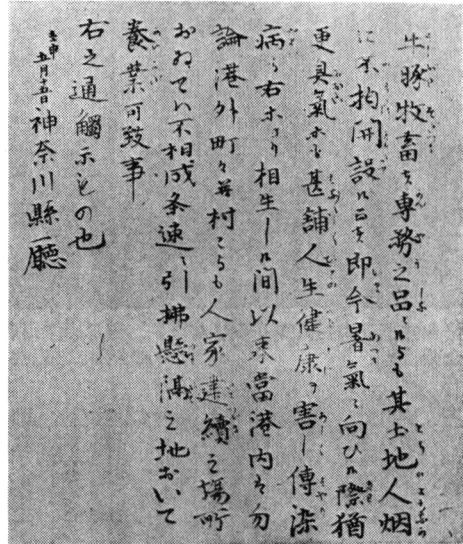
でも一八九五年のコレラ大流行では、翌春の横浜市長改選には候補の一人と目されていた横浜市助役中山忠二郎が八月二十八日罹病して、三十一日死去するというようなこともあった。

悪疫の流行は、横浜市だけではなく、一八九七年の赤痢流行では、津久井警察署管内だけで患者数二千百三十九人、死者四百五十二人という驚くべき数に達しており、一九一二年にも腸チフス患者二千余人がでた。

小田原地方でも伝染病は広がっていた。とくに一八九〇年八月〜九月にかけてはコレラで死亡するものが百二十四名にも達した。いったんコレラが発生すると商店は休業状態となり、水道も断水し、町は混乱におちいった（『明治小田原町誌』）。

防疫体制は県警察部の所管であったが、溝渠こうきょのしゅんせつ、石灰乳の投入、汚染地域の立入禁止、あるいは一九〇二年十月ペスト流行の際は、横浜市海岸通五丁目の一部を強制立退きをさせて焼き払うといった事後対策に追われるばかりであった。何よりも、明治末でも公立病院十三、市立病院二十八、伝染病院七（三百三十八床）、医師総数七百七十九人が、衛生体制のすべてであっては、いったん汚染されれば手の打ちようもなかったであろう（『神奈川県誌』）。

衛生について、県は衛生組合の創設を要望し、横浜市でも一八九〇年伝染病対策として各町々に衛生組合の設置を求めた。基本的な都市設備を自治体が設置せずに住民負担で防疫体制を固めようとする意図からは、住民の自発性をひき出すことは困難であった。一九〇七年になっても、組合数百三十四、組織された戸数は全市の六八割、人口では五割であった。一戸当たりの支出経費は平均七十銭であったが、それも区内では弁天通



牛豚飼育と伝染病を注意する県の触書
 県史編集室蔵

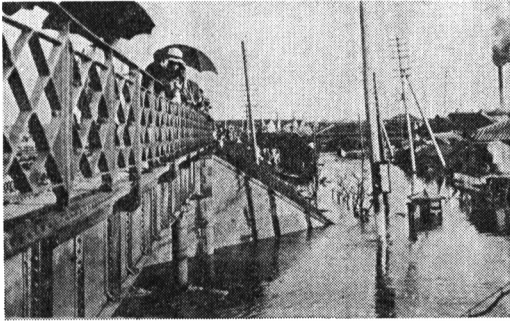
十四円八十二銭、境町十四円八十五銭、本町七円五銭、これに反し、周辺部の南太田町各町は一円三十八銭から十三銭、神奈川町軽井沢ではわずか九銭であった（『京浜都市問題史』）。

生活と災害
 住宅事情や、衛生状態の劣悪さに拍車をかけたものは、道路事情の悪さであった。明治の全期間を

通じて、横浜市関内地区の一部を除いて完全舗装の公道はなかったといってもよい。その上、県内では、春の強風、梅雨期の豪雨、秋の台風などの自然災害が重なり、『神奈川県の気象』（横浜地方気象台編、昭和三十七年気象協会刊）所収の「神奈川県の気象災害年表」に見るように、明治後期では連年、風水害、高潮等におそわれ、道や住宅の被害が大きかった。小田原地方の民衆も、いつも

自然災害におびやかされていた。一九〇二（明治三十五年）年の夏はたびたび大雨による出水や大浪災害におそわれていた。とくに九月二十八日の暴風雨のもとでひきおこされた高波被害は大きかった。これを『横浜貿易新報』は次のように報じているのである。

「小田原町の被害は三千五百戸と称する内約潰家五百、浸水家屋千戸、死者七名、重傷三名、軽傷五十五名の多数に達し就中最も激甚なるは字古新宿と称する一帯の海岸にして五百余戸の民家は怒濤滂湃の裡に埋もれて其片影だも見る能はず惨憺たる光景名状す可らず」（明治三十五年十月一日付）



1910(明治43)年8月の大洪水多摩川六郷鉄橋付近
入谷清久氏蔵

大火もまた一九〇一年に三崎町四百戸、一九〇二年に横浜市二百戸、大磯町六百四十戸、一九〇六年には、横浜市五百九十五戸、一九〇五年には、横須賀市八十一戸、一九一〇年には横浜市五百四十二戸などと記録されている。

自然災害でも、人災として被害が増大するが、横浜市などでは一たん災害が発生すると、直接的な住宅難はもとより、交通途絶による食料品、日用品の不足と物価高騰、さらに日雇労働者のほとんどは「お天道さま次第」の失業におびやかされることになる。県内産米では、県民の主食をまかなえないだけに、米の値上りは、単に天候による作付の良否のみならず、風水害に基づく入荷状況の変動にも影響された。

米穀商のもとに保有可能な米麦とちがって、魚介、青果物では事情はさらに深刻であった。一九〇四年一月、県農事試験場は「横浜市に於ける青物の集散」について、調査結果を発表している(『神奈川県農會報』第二〇号、明治三十七年刊)。横浜の市民は一日約二千三百円余の野菜を必要としていたが、周辺農村(神奈川、根岸、保土ヶ谷)からの供給は、わずかに必要量の三割一分ほどであった。卸売市場や街頭直売にまわされる青果物は、いずれも神田青物市場の「売れ残り」、荏原郡(現在 東京品川区太田区を含む地域)一帯産の「浜川荷」が大半を占めていたのである。舟便を主とするこれらの東京産青物は価格変動も激しく、また新鮮ではありえなかった。その理由として、県農事試験場は、横浜市の膨脹が急激であったこと、横浜はすべて東京主導であること、周辺に荷物集中の道路が少ないこと、市域が丘にかこまれ蔬菜地に乏しいこと、市価変動がはなはだしいこと、附近農村の技術が遅れていることの六点を挙げて

いる。

慈善事業のスタート 国や自治体に方策が乏しく、市民もまた地区・街区ごとの自治組織すら結成していない段階で、窮民の増加、悪疫の流行、物価騰貴と失業、道徳的腐敗等が都市特有の社会問題として論じられるようになると、キリスト教徒の一団が慈善事業、社会事業に取り組んだ。

慈善事業の芽ばえとして、明治二年（一八六九）十月、横浜の吉田新田にかゆ炊き出し小屋が建てられ、また同六年にはフランスの修道女マチルドが仁慈堂を、七年には董よまね女学校などの事業もあった。

それが組織的に取り組まれたのは、明治十年代後半からであった。一八八一（明治十四）年十二月一日、メソジスト婦人伝道会社が、警醒学校を創立したが、これは横浜における貧民学校の起源である。一八八〇年三月に横浜市戸部町に愛隣小学校を創立した。実態は貧民学校で今日の保育園にあたる。一八八五年一月には横浜不老町に横浜福音会館、英語夜学校ができた。一八八九年十二月二日には横浜婦人慈善会が創立された。この年、横浜市根岸に第二警醒学校が建設され、一八九二年四月には横浜婦人慈善会が根岸に慈善病院を建設した。九月二十六日には横浜市石川町に盲人福音会（後の横浜訓盲院）が創設された。いずれも、メソジスト・エスピスコパル（美以）教会が中心であるが、都市下層社会を対象としたものであった。

さらに、明治キリスト教徒のピューリタニズムは、禁酒禁煙、一夫一婦（廃娼）運動の一つの特色としていた。一八八六年六月上旬、世界婦人禁酒会のレビット夫人が来日して、十七日には、横浜山手二二四番館（メソジスト宣教師館）で酒害論を演説した。ほか、各地で禁酒について宣伝した。六月二十五日には横浜では外国婦人らによる禁酒会支部が結成され、十一月に海岸教会役員林翁らによって横浜禁酒会が組織された。婦人矯風会支部、禁酒同盟支部の起源ともなるものである。また、一八八六年二月十三日に横浜でも基督教青年会が結成されたが、一八九〇年十一月十日に廃娼建白書を県会に提出した。十一

月二十一日、県会は二百名の傍聴者の見る前で二次会を開き、三十三対十九で可決し、十二月十三日の本会議でも二十六対二十四で可決するに至った。

これらの動きはささやかなものではあったが、キリスト教徒や都市知識人のなかから、明治三十年以降の社会運動に参加者がうまれる基盤となった。

さまざまな

都市の形成、その急激な発展は、自治体の対応が法的に根拠が弱く、財政的にも能力がないという実情のなかで、道路・住宅・水道・商品流通・教育などおよそ市民生活にとってかせない都市環境の整備をおくらせ

た。さらに、産業基盤の開発のために交通網の拡充、海面埋め立てなどが急がれるにつれて、都市周辺部の農漁村にも環境破壊がはじまった。横浜市周辺をはじめとして、今日の「住民運動」の源流ともいうべき事態も、明治中期には発生するようになっていた。

一八九三（明治二十六）年におきた横浜市平沼町での石油タンク設置問題もその一つである。一月以来、浅野総一郎の出願をめぐって、横浜市会では紛議が続き、四月二十日、賛成十七、反対十二で県からの諮問に賛成したが、この間、埋め立てによる漁場の喪失、石油流出事故の不安など地元神奈川の町民たち、戸部を含めた漁民の反対運動が続き、またイギリス資本のサミエル商会もからんでイギリス国領事が賛成の圧力をかけるなどのことがあった。これは、明治三十年代後半から激化する埋め立て問題の原型でもあった。

また、足尾鉍毒問題は県下にも影響をあたえた。「被害民救済」の統一スローガンで、一九〇一（明治三十四）年十一月からは多くのキリスト教徒、知識人、青年学生、婦人が運動に参加した。科学者も渡良瀬川沿岸一帯の荒廃は鉍毒に原因することを鑑定した。島田三郎の『毎日新聞』は宣伝者、組織者の役割を果たした。十二月十日、田中正造の天皇直訴という決死の行

動もあり、青年・婦人の現地調査も繰り返し組織されるようになった。県下にも運動が波及し、栃木県出身の横浜病院長須藤 鈺作はその中心の一人であった。

須藤は被害地の実況を写真に撮影し横浜、保土ヶ谷、横須賀等で幻灯げんとうにして上映し、救援を訴えた。横浜婦人慈善会はその経営する慈善病院で被害民の治療にあたった。記録されている集会だけでも十二月十三日に指路教会で、一九〇二年一月一日から学生有志が横浜で路傍演説をおこない、一月十九日には、横浜会館で鉾毒救済婦人会演説会が開かれた。一月二十五日に、指路教会で青年連合演説会があり、二月十日にも、指路教会で幻灯演説会が開かれた。十五日に、横浜会館では演説会が、二十一日には神奈川町本覚寺で救済幻灯演説会が開かれた。二十八日には横浜相生座で演説会が開かれた。三月になると十六日に、横浜会館で救済会横浜支部演説会が、二十、二十一日にかけては、横須賀春芳座で相州婦人矯風会主催幻灯演説会などが開催されていた。

四 地主派と商人派

横浜市の政界には明治の二十年代から、地主派と商人派と呼ばれた両派があった。後者は、巨大貿易商を中心とする一派で、前者は貿易商人以外の地主が中心であった。この両派の由来は古く、貿易商人が勢力を持った開港場特有の土地柄からきた派閥であって、ときに官憲と衝突し、また政党関係がからんだために、明治初、中期の県下の政情に少なからぬ影響を及ぼしたものであった。

このような市の政界の派閥の由来はかなりはやくからなので、それには、横浜市の三紛争といわれる歩合金の問題、共有物

事件、瓦斯局事件からおこっていた。三紛争の概略を説明すると、

まず歩合金とは、各貿易売り込み・取引商がその売上金の幾分かを積み立てて貿易関係の諸費用その他に当てていた彼ら間の積立金である。万延元年（一八六〇）以来行われていたもので町会所がこれを管理していた。これがすでに幕末以来から次第に税金化し、また貿易関係以外にも支消されていた。新政府が横浜を接収すると、その管理もこれに移って税金化となり、外国側からも二重税に等しいからと条約違反の抗議もでたほどで、一八七六年、野村権令はいったんその廃止を行ったが、幕末以来の慣習のために種々支障もきたし、県会が開設されると蒸し返されて、歩合金をめぐって特権を持つ貿易商側の市部議員と各郡議員との間で意見が対立し、これで市郡両部間が対立するようになった。歩合金問題はその後、一八八九（明治二十年）市制施行を機に解決をみて、残金を以て共同倉庫の建築費に充てることとした。

瓦斯局事件は横浜の瓦斯局の経営にからんでおこったものである。創業者の高島嘉右衛門と共同出資者とはじめたが、共同経営が困難となったので、高島が独力で経営費を工面して、明治五年（一八七二）九月、横浜市街に瓦斯灯点火をみるに至った。高島の瓦斯灯点火は、東京に一步先んじ、日本で先端をきったものであることは別項に述べたが、成功はしたものの経営面で行き詰まって、一八七五年、横浜の町当局に譲渡し、町当局の町会所はこの事業に当たる会社を設けてこれを瓦斯局と名づけた。こうして第一大区（横浜）の経営となったところ、区長今西が、事業利益金から一万三千余円を高島に独断で贈与したことが町民の問題となり、問題が訴訟沙汰^{ざた}となって数年間係争がつづいた。結局、紛糾のあげく、一八九一（明治二十四）年に至って瓦斯局を経営していた本町外十三か町が瓦斯局全部をいったん公売に付し、その代金を横浜市に引き渡し、その利益で街灯点火の補給としようとして、これを市会に提出しようとした。市会では商人派議員が同意し、地主派議員が反対して市会が紛糾した。これが解決のために特別委員に付託されたが翌二十四年、瓦斯局の経営に当たっていた本町外十三か町との間で、